附置協力金に関する協定書

中央区（以下「甲」とする。）と　　　　　　　　　　（以下「乙」とする。）は、中央区東京駅前地区附置義務駐車施設整備要綱（平成３０年７月２日３０中都地第３０２号）第１７条第１項に規定する附置協力金（以下「協力金」という。）について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（対象駐車施設）

第１条　本協定の対象となる駐車施設の位置及び内容は、別紙のとおりとする。

（協力金）

第２条　乙は、前条の駐車施設の附置台数の低減を行うに当たり、金　　　　　　　円を協力金として甲に支払うものとする。

（支払時期等）

第３条　乙は、協力金を次に掲げる支払時期までに、甲に支払うものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 納 付 金 額 | 支 払 時 期 |
| 金　　　　　　　円 | 工事完了時（　　年　　月予定） |

（支払手続）

第４条　甲は、支払の手続については別に指定するものとする。

（管理）

第５条　甲は、乙から支払を受けた協力金を適正に管理するものとする。

（返還）

第６条　乙が支払った協力金は返還しない。ただし、甲が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（協議）

第７条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲及び乙は、誠意をもって協議の上決定するものとする。また、この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

年　　月　　日

甲　（所在地）

（名称）　中央区

（代表者）中央区長

乙　（所在地）

（名称）

（代表者）

別紙

|  |
| --- |
| 案内図  （計画地の位置を図示、地名地番、住居表示を記載）  （隔地設置をする場合は隔地先の位置を図示、住居表示を記載） |

　駐車施設

　　　都条例による附置義務台数　　　台

　　　整備台数（計画台数）　　　　　台

　　　低減台数　　　　　　　　　　　台